

(別紙様式)

# 特定間伐等促進計画

和歌山県

日高町

平成21年1月

## 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第3条の規定により定められた県の基本方針においては、平成14年度から18年度までの実績を超える間伐 68,000ha に造林や枝打ち等を含めた 78,000ha を民有林における特定間伐等の実施の促進の目標としてあげている。

日高町の平成14年度から18年度の5カ年間の間伐実施面積は69ha(年平均14ha)であるが、県の基本方針や当町の間伐の実施状況を勘案すれば、平成20年度から24年度までの5カ年間で70ha(年平均14ha)の間伐を、特定間伐等に係る事業も含めた各種事業で実施で実施することが必要になる。

このため、本日高町特定間伐等促進計画における特定間伐等の実施目標を、間伐等を含めた 70ha とし取組を積極的に推進する。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

別図のとおり

注) 特定間伐の実施計画を網羅するようある程度広めに区域設定する

人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐が必要な範囲を面的に区域設定する

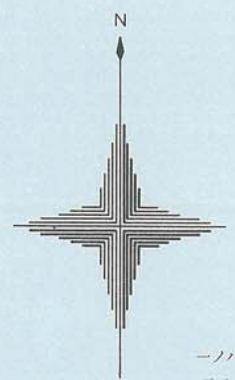


# 日高町全図

## 特定間伐等促進計画の区域

実施計画区域

70ha



### 記号

- トンネル
- ==ニ(幅員13.0m以上の道路)
- ==ニ(幅員5.5m~13.0mの道路)
- ==ニ(幅員3.0m~5.5mの道路)
- (幅員1.5m~3.0mの道路)
- (幅員1.5m未満の道路)
- (送電線)
- (都・市界、東京都の区界)
- (町・村界、指定都市の区界)
- △52.6 三角点    □21.7 水準点
- ◎(市役所)    ⊙(郵便局)
- ◎(東京都の区役所)    ⊙(N T T)
- (町・村役所)    ⊙(自衛隊)
- (指定都市の区役所)
- (官公署)    ⊙(工場)
- △(裁判所)    ⊙(神社)
- ×(小・中学校)    ⊙(寺院)
- ⊙(高等学校)    ⊙(地方港)
- ※(灯台)    ⊙(漁)

田	その他の樹木畑
畑・牧草地	広葉樹林
果樹園	針葉樹林
桑畑	竹林の地
茶畑	荒地











#### 4 森林施業の共同化の促進に関すること

本町(森林行政)との連携により、長期間にわたり森林整備が実施されていない不在町所有者等への森林整備を働きかけ、森林施業の共同化の促進を図る。

#### 5 担い手の育成・確保に関すること

各事業実施主体が行う間伐等の実施の促進には、林業従事者の育成・確保が重要であり、今後は、今まで以上の計画的な森林整備を円滑に進めていく必要がある。

#### 6 森林施業の合理化に関すること

施業の集約化等により、可能な限り効率的な施業への取り組みを推進していく。

#### 7 間伐材の利用の促進に関すること

成熟しつつある人工林の整備や管理については、各事業実施主体が行う間伐の促進により、適切かつ持続的な森林整備につなげる。